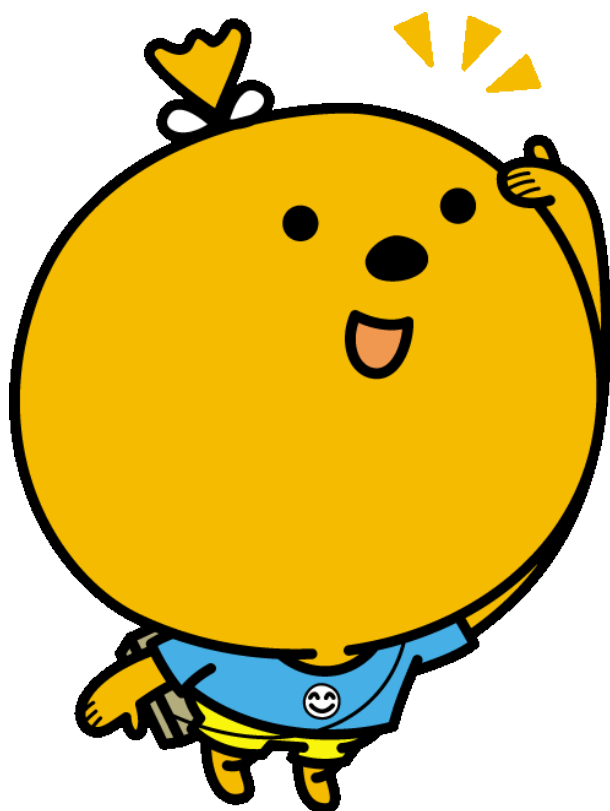


# 令和5年度 福岡市南保健所運営協議会

と き 令和5年8月30日（水） 14:00～

ところ 福岡市南区保健福祉センター 講堂

福岡市南保健所



福岡市健康づくりイメージキャラクター よかろーもん

毎月1日から7日は健診受診推進週間

# 目 次

I	南保健所運営協議会	
1	委員名簿	1
2	事務局名簿	2
II	南保健所の組織及び事務分掌	3
III	令和4年度事業報告について	
1	健康課	4～13
2	衛生課	14～18
3	地域保健福祉課	19～23
IV	令和5年度主要事業について	
1	健康課	24～26
2	衛生課	27～28
3	地域保健福祉課	29
* 参 考 資 料		
	・ 地域保健法	30～32
	・ 地域保健法施行令	33～34
	・ 福岡市保健所運営協議会条例	35

# I 南保健所運営協議会

## 1 委員名簿

令和5年8月1日現在

	団 体 名	氏 名
1	福岡市議会議員	伊 藤 嘉 人 (新)
2	福岡市議会議員	川 上 陽 平 (新)
3	福岡市議会議員	近 藤 里 美
4	福岡市南区医師会会長	野 口 秀 哉
5	福岡市南区歯科医師会会長	小 河 清 裕 (新)
6	福岡市薬剤師会南支部長	山 本 和 宏
7	福岡赤十字病院院長	中 房 祐 司
8	福岡県南警察署生活安全課長	江 口 純 (新)
9	福岡市獣医師会代表	熊 谷 哲 也
10	福岡県看護協会 2 地区支部 地区副支部長	松 村 真理子
11	福岡市食品衛生協会南支所長	白 水 陽 介
12	福岡県理容生活衛生同業組合南福岡支部支部長	山 口 直 美
13	福岡県美容生活衛生同業組合副理事長・南福岡支部支部長	小 川 良 二
14	南区自治組織協議会事務局長	森 川 裕 史
15	南区健康推進連合会副会長	岩 子 喜代子
16	南区男女共同参画連絡会会長	篠 隈 明 美
17	南区民生委員児童委員協議会副会長	天 前 千 鶴
18	南区公民館館長会代表・日佐公民館館長	阿 部 孝 信
19	南区保育園園長会代表・大池けいあい保育園園長	辻 広 明
20	南区小学校校長会代表・弥永小学校校長	児 玉 清 孝 (新)

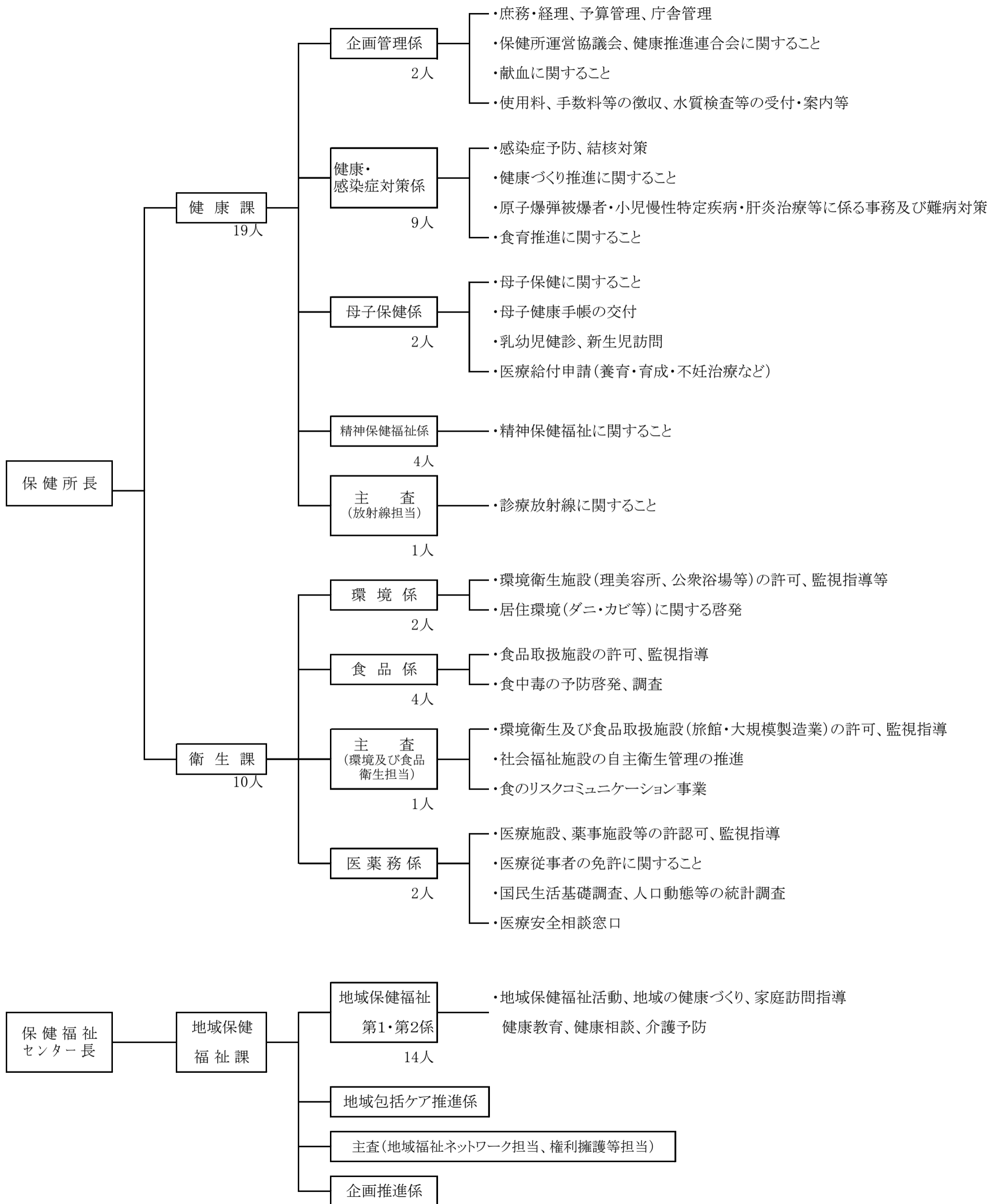
## 2 事務局名簿

令和5年8月1日現在

所 属	職 名	氏 名
南保健所	所 長	執 行 睦 実
健康課	課 長	早 川 秀 一
	企画管理係長	成 富 真 弓
	健康・感染症対策係長	古 賀 康 雅
	母子保健係長	松 下 亜紀子
	精神保健福祉係長	中 野 千 里
	主査（放射線担当）	蒲 池 尚 子
衛生課	課 長	瓜 生 敏 幸
	環境係長	山 下 智 裕
	食品係長	堀 江 文
	主査（環境及び食品衛生担当）	財 津 修 一
	医薬務係長	武 藤 倫 典
地域保健福祉課	課 長	吉 村 史 子
	地域保健福祉第1係長	西 林 直 美
	地域保健福祉第2係長	松 本 宏 美

## II 南保健所の組織及び事務分掌

(令和5年8月1日現在)



### Ⅲ 令和4年度事業報告について

#### 1 健康課

##### (1) 生活習慣病の早期発見・予防

##### ア 特定健診・がん検診

平成20年度より健診制度が変更され、医療保険者に特定健康診査・特定保健指導の実施が義務づけられた。平成30年度からは特定健診特定保健指導実施計画(第三期)に基づき、事業を実施している。がん検診は、健康増進法に基づき、年齢に応じたすべての市民を対象に、集団と個別の2つの方法で実施している。

表1-1 特定健診(よかドック) (単位:人)

区分	令和4年度	令和3年度
対象者数(A)	36,055	36,579
保健福祉センター	1,159	1,061
委託医療機関他	8,713	8,868
合計(B)	9,872	9,929
受診率(B/A)	27.4%	27.1%



よかドック：福岡市国民健康保険の特定健診

表1-2 特定保健指導(令和3年度) (単位:人)

積極的支援 対象者	積極的支援 利用者	利用割合	動機付け支援 対象者	動機付け支援 利用者	利用割合
257人	67人	26.1%	779人	343人	44.0%

表1-3 がん検診 (単位:人)

区分		令和4年度	令和3年度
集団検診 (保健所)	胃がん	502	534
	子宮頸がん	827	868
	乳がん	848	863
	大腸がん	1,233	1,234
	肺がん (集団のみ)	1,414	1,347
個別検診 (委託医療 機関)	胃がん	3,337	2,896
	子宮頸がん	6,063	6,448
	乳がん	1,300	1,227
	大腸がん	4,067	4,253
	前立腺がん (個別のみ)	3,789	3,447

特定健診受診者数・受診率の推移

表1-4 特定健診受診者数・受診率の推移

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
受診者数	南区	9,341	9,929	9,872
	福岡市	50,744	54,818	55,804
受診率	南区	25.6%	27.1%	27.4%
	福岡市	24.1%	25.9%	26.7%

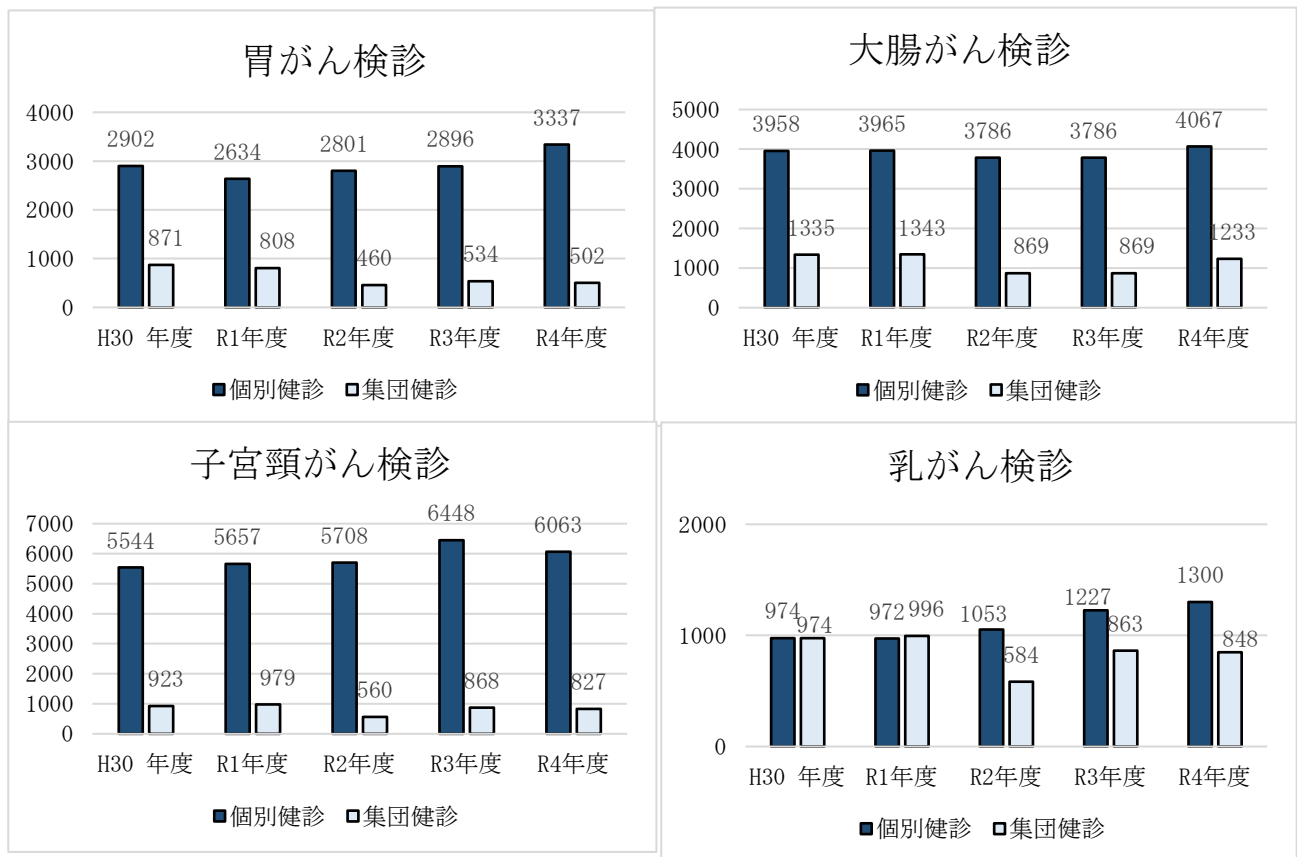


図1-1 がん検診受診者数の推移(南区)

イ よかドック30他

若い世代からの積極的な健康づくりを支援するために、年度内に30～39歳になる市民を対象とした健康診断(よかドック30)を委託医療機関で実施した。例年、保健所内で実施している親子で参加できる運動教室は実施なし。

また、保健所内の特定健診に併せて、骨粗鬆症予防のための骨粗鬆症検査(骨密度測定)及び食生活についての教育を行った。

表1-5 よかドック30・運動教室・骨粗鬆症検査 (単位:人)

区分	令和4年度	令和3年度
よかドック30(委託医療機関)	526	513
運動教室(大人のみ)	15	3
骨粗鬆症検査(保健所)	959	894

## (2) 健康づくり

### ア パネル展

例年実施していた健康フェアを中止。

表1-6 健康フェア

(単位:人)

区分	令和4年度	令和3年度
健康フェア参加者	-	208

### イ 区民と医師との会

昭和51年9月の南区医師会の発足と同時に発案された「区民と医師との会」は、地域住民の健康知識の向上を図るため、南区健康推進連合会が主体となり、南区医師会の専門医による講演・対話・健康相談等を開催している。男女共同参画推進センター「アミカス」でも年2回講演会が開催されているが、令和2～4年度はいずれも新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止となった。

表1-7 区民と医師との会

(単位:人)

区分	令和4年度		令和3年度	
	回数	人員	回数	人員
区民と医師との会 (校区開催分)	-	-	6回	124

## (3) 栄養改善・食生活改善

### ア 栄養相談・栄養指導

栄養や食生活改善に関する知識の普及のため、乳幼児期から高齢者まで幅広く栄養教育や相談を行った。また、特定給食施設に対しては、栄養管理が適切に行われるよう巡回指導を行った。(管理者、栄養士、調理師等対象の講習会は実施なし)

表1-8 栄養相談・栄養指導

(単位:人)

区分		令和4年度	令和3年度
相談 (個別)	母子	178	136
	成人	507	279
教育 (集団)	母子	270	223
	成人	482	111
給食施設の 指導	個別	5	3
	集団	—	—

### イ 食生活改善推進活動

地域住民の食生活改善を目的とするボランティア団体の育成及び指導を行うため、食生活改善推進員養成教室を実施した。食生活改善推進員の研修会等を実施し、資質の向上に努めた。



表1-9 食生活改善推進活動

(単位:人)

区分	令和4年度		令和3年度	
	回数	延べ人数	回数	延べ人員
食生活改善推進員養成教室	10回	136	9回	59
食生活改善推進活動事業	11回	163	5回	76

(4) 食育推進

ア 食育パネル展

6月の食育月間事業として、食育パネル展を区役所のまちかど文化ひろばで6月 13 日から 24 日まで開催した。テーマは「災害食」で、食料品の備蓄や、災害食レシピコンクール入賞レシピについてパネルを展示した。また、野菜・朝食・シニアのための簡単レシピや、「がめ煮つくろう」などの冊子も配布し食育について啓発を行った。



イ 南区食育事業（大学・地域・行政連携事業）

各ライフステージに応じた食習慣を身につけるため地域の各機関・団体と連携・共働しながら、食に関する正しい知識の普及啓発に取り組むことを目的に、例年2月に生活習慣病予防月間事業として大学と連携して健康づくり講演会を開催した。

テーマ:「コロナ禍における生活習慣病予防について」

講師:福岡看護大学 地域・在宅看護部門 吉田大吾准教授

日時・会場:令和5年2月20日・男女共同参画推進センター(アミカス) ホール

参加者:56名

※地域や大学と協働した料理教室・シニア祭りでの啓発・南区防災訓練での災害食レシピの普及啓発についても、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため開催中止となった。



【健康づくり講演会 (R5/2/20 男女共同参画センター)】

(5) 感染症予防対策

ア 相談・検査

エイズに関しては専用ダイヤルでの相談対応をおこない、毎月第1、3火曜日に無料匿名で抗体検査を実施している。

肝炎ウイルス陽性者については、医療機関への受診状況や診療状況の確認を行い、受診勧奨を行うことで早期治療につなぎ、重症化予防を図ることを目的としたフォローアップ事業も実施している。

表 1-10 感染症にかかる検査・相談 (単位：人)

区分		令和4年度	令和3年度
エイズ	抗体検査	155	131
	相談	89	70
梅毒検査		159	125
性器クラミジア検査		131	100
肝炎ウイルス検査		72	20

イ 結核

新登録患者は 34 人で、20 歳代と 80 歳以上が多い。

結核予防及び患者の早期発見のため、結核健診、予防接種 (BCG 接種) の受診勧奨に努めている。

患者発生時は服薬支援 (DOTS)、管理期間中の支援及び家族・接触者への感染拡大の防止、発病の早期発見、管理終了後の定期健診受診啓発に努めた。また、健診の機会を利用して、禁煙指導や COPD (慢性閉塞性肺疾患) の啓発を行っている。

表 1-11 新登録患者数 (単位：人)

区分	令和4年	令和3年
活動性結核感染症	34	32
潜在性結核感染症	31	26
合計 (人数)	65	58

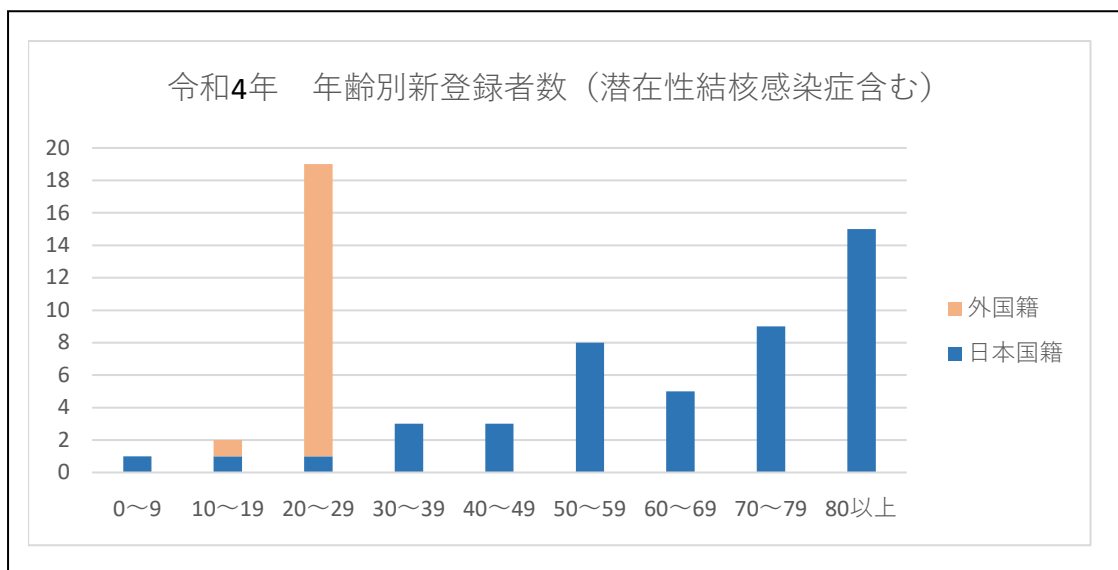


図 1-2 令和4年 年齢別新登録者数 (潜在性結核感染症含む)

表 1-12 結核健診

(単位：人)

区分		令和4年度			令和3年度		
		受診者	要観察者	※発見患者	受診者	要観察者	※発見患者
結核 健診	一般住民	843	0	0	735	0	0
	デインジャーグループ	165	0	0	171	0	0
	ハイリスクグループ	0	0	0	0	0	0
	家族接触者健診	349	26	22(8)	500	36	30(1)
	計	1,357	26	22(8)	1,406	36	30(1)

※発見患者は、潜在性結核感染症を含む。( )は、肺結核患者数。

※デインジャーグループ

結核を発症すると周囲に感染をおよぼすおそれのある職業の従事者・関係者で、職場等での健診の機会のない者

※ハイリスクグループ

結核発病の危険が高い者のうち、学校等での健診機会のない者

## ウ 届出感染症

新型コロナウイルス感染症については、疫学調査、施設調査、PCR 検査調整、公費負担等を中心に行った。

腸管出血性大腸菌感染症(O157 など)については、家族調査、喫食調査等の疫学調査を行った。

表 1-13 感染症発生届出数(主なもの)

(単位：件)

区分		令和4年度	令和3年度
三類	腸管出血性大腸菌感染症	22	22
四類	つつが虫病	2	0
	レジオネラ症	10	3
	E型肝炎	0	2
五類	後天性免疫不全症候群	0	0
	侵襲性肺炎球菌感染症	2	3
	梅毒	21	7
	風しん	2	0
	百日咳	7	2
	カルバペネム耐性腸内細菌	1	3
	急性脳炎	0	1
	アメーバ赤痢	5	0
新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症	47,423	15,537

## (6) 原子爆弾被爆者・肝炎・難病 対策

県への進達事務として、被爆者・肝炎治療費助成に関する申請窓口業務を行った。平成30年度より特定医療費(指定難病)助成に関しては市に権限が移譲された。

また、難病に関する情報の収集・提供や窓口・電話での相談事業、難病講演会の企画・運営を行った。

表1-14 被爆者・肝炎・難病対策

(単位:人)

区 分		令和4年度	令和3年度
被爆者健康手帳所持者		275	300
肝炎インターフェロン治療費助成 (インターフェロンフリー治療含む)		18	28
肝炎核酸アナログ製剤治療費助成	新規申請数	18	24
	受給者総数	189	207
特定医療費(指定難病)助成	新規申請数	364	349
	受給者総数	2,018	1,881

## (7) 精神保健福祉対策

### ア 相談・指導

市民の心の健康づくりや心の病の早期発見・早期治療の促進及び精神障がい者の社会復帰、自立を支援するため、相談・家庭訪問指導・講演会等を実施した。

表 1-15 精神保健にかかる相談・指導等

区分		令和4年度	令和3年度
常時	電話相談	7,914 件	8,476 件
	面接相談	9,236 件	8,651 件
定例	心の健康相談(月2回)	34 件	35 件
福岡県適正飲酒指導		16 件	14 件
家庭 訪問	家庭訪問延数(実数) ※地域保健福祉課訪問含む	73 件(32 件)	101 件(43 件)
	再 掲		
	措置入院者退院後フォロー	46 件(12 件)	67 件(17 件)
	医療観察法対象者	6 件(2 件)	6 件(4 件)
啓発・ 教育	うつ病予防教室(年2回)	30 人	23 人
	精神保健家族講座	56 人(7 回)	16 人(6 回)

### イ 各種申請受付・交付等

自立支援医療(精神通院医療)・精神障害者保健福祉手帳の申請受付・交付や障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの支給決定・交付などを行った。

表 1-16 各種申請受付・交付等

(単位:人)

区分		令和4年度	令和3年度
自立支援医療(精神通院医療)申請者数 ※ (有効期限1年)		5,812	5,526
精神障害者保健福祉手帳所持者 (有効期限2年)		3,629	3,335
障 が い 者 見 込 み サ ー ビ ス	介護給付 (ホームヘルプサービス等)	424	354
	訓練等給付 (就労移行支援等)	830	986
	地域生活支援事業 (ガイドヘルプ等)	137	122
	放課後等デイサービス	495	436

## ウ 連携推進

精神障がい者の地域生活支援をより円滑に進めるため、関係機関とのネットワーク会議等を行った。

表 1-17 精神保健にかかる関係機関との会議

	令和4年度		令和3年度	
	回数	人数	回数	人数
南区精神保健福祉懇話会				
世話人会	3	27	5	56
懇話会 ※オンラインでの開催	5	379	5	484
福岡市障がい者等地域生活支援協議会				
南区部会	5	72	6	63
ネットワーク会議	2	118	1	47

## エ 精神医療対策

精神医療対策として、精神障がい者の人権を配慮しつつ、適正な医療及び保護を確保するために、措置診察・入院、医療保護入院等に関する業務を実施した。

表 1-18 精神医療対策

		令和4年度	令和3年度
措置入院	通報等件数	38件	36件
	南区調査件数	30件	27件
	措置診察実施件数(緊急措置診察)	22件(18件)	13件(10件)
	措置入院該当件数(緊急措置入院)	14件(17件)	9件(7件)
医療保護入院者数		525人	532人

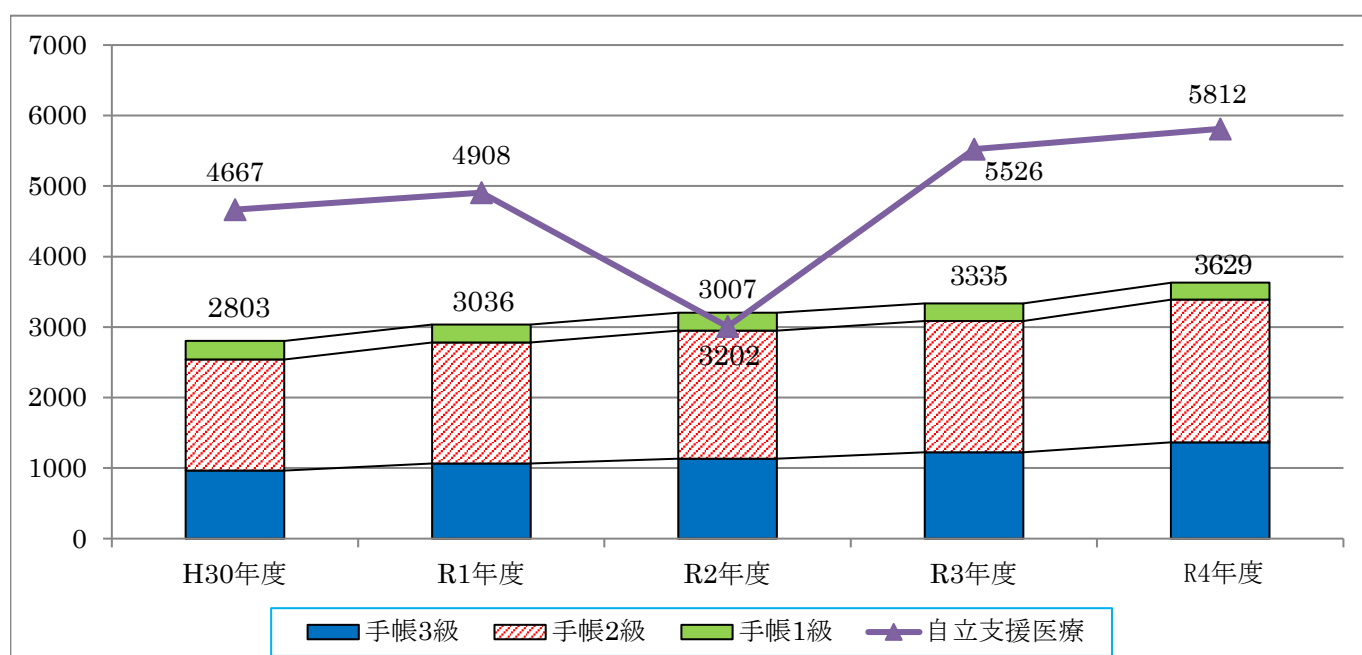


図 1-4 精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療申請者数推移

## 8) 母子保健

母性及び乳幼児の健康の保持増進を図るため、乳幼児健康診査、新生児訪問指導の実施や未熟児養育医療、自立支援（育成）医療、不妊に悩む方への一般及び特定治療支援事業の申請や相談業務を実施している。また、児童虐待予防・早期発見のため、乳幼児健診未受診者のフォローや妊娠期からの早期支援のため、妊娠届出時に専門職による面接を行い、母子健康手帳を交付し、ハイリスク妊婦への必要な支援を行っている。

表 1-19 各種申請受付

区 分	令和 4 年度	令和 3 年度
未熟児養育医療給付	48	47
自立支援医療（育成医療）給付	19	36
特定不妊治療支援事業（* 1）	16	450
一般不妊治療費助成事業（* 2）	10	77

（\* 1）令和 5 年 3 月 31 日にて申請終了（4 年 9 月 30 日にて事業終了）

（\* 2）令和 4 年 9 月 30 日にて申請終了（4 年 3 月 31 日にて事業終了）

表 1-20 母子保健に係る相談・教育

（単位：人）

事 業	令和 4 年度	令和 3 年度
妊婦教室	（新型コロナウイルス感染症のため休止）	
妊婦個別相談	7 回 実 15	9 回 実 10
不妊一般相談	実 66	実 536
妊娠届出時の個別面談	実 2, 126	実 2, 251
ことばの相談	実 240 延 277	実 289 延 316
新生児訪問（世帯数）	実 1, 104 延 1, 107	実 981 延 987

表 1-21 乳幼児健診受診率

（単位：%）

区 分	H30	R1	R2	R3	R4
4か月児	97.6	97.5	92.3	96.2	98.1
1.6歳児	97.8	96.0	88.2	94.6	100.3
3歳児	96.9	95.9	98.1	94.5	96.6

※受診数は対象者抽出後の転入者の受診者を含む。

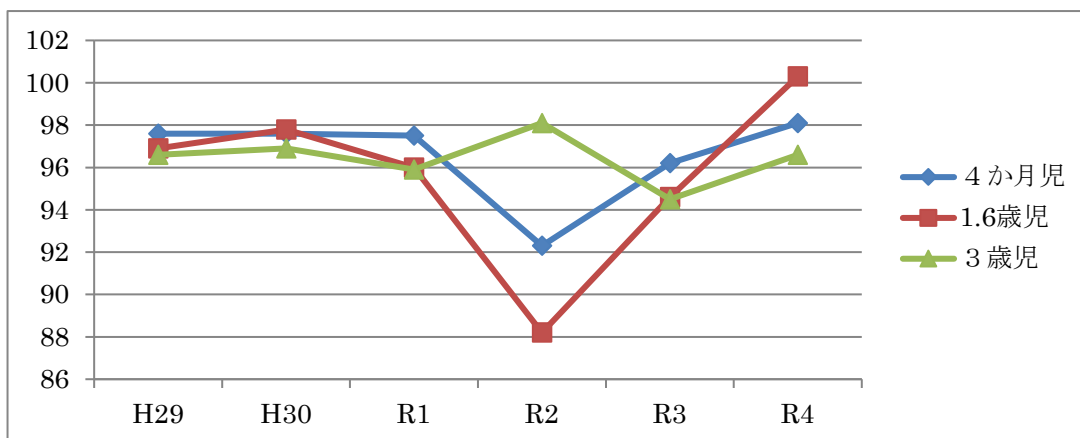


図 1-5 乳幼児健診受診率 (%)

※R2. 3 年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、4 か月児健診と 1 歳 6 か月児健診を実施医療機関へ委託していた。

R4 年度から、1 歳 6 か月児健診の保健所での健診を再開し、3 歳児健診とともに感染対策を講じて実施している。

## 2 衛生課

### (1) 環境衛生業務

#### ア 許可等事務・監視指導

理容所、美容所、公衆浴場、旅館、水道施設等に対し、関係法令に基づき許可等事務を行った。

また、施設の衛生水準の維持・向上のため、立入検査や浴槽水等の細菌・化学検査、維持管理報告書の審査を行った。

表 2-1 環境衛生関係施設数及び監視件数

	令和 4 年度		令和 3 年度	
	施設数	監視件数	施設数	監視件数
興行場	1	2	2	0
旅館	4	8	5	6
公衆浴場	11	18	12	23
理容所	160	48	161	2
美容所	434	154	430	39
クリーニング所	203	11	222	4
畜舎・家きん舎	7	8	8	0
専用水道	23	19	23	6
簡易専用水道	534	15	537	12
小規模受水槽水道	2,938	27	2,949	31
特定建築物	26	12	25	12
温泉利用施設	10	14	10	10
遊泳用プール	9	8	9	20
社会福祉施設等	488	59	461	26
計	4,848	403	4,854	191

表 2-2 行政検収結果

	令和 4 年度		令和 3 年度	
	検査施設数	不適施設数	検査施設数	不適施設数
興行場	1	0	0	0
旅館	2	1	4	0
公衆浴場	7	2	10	3
プール	4	0	9	1
専用水道	14	0	3	0
簡易専用水道	10	0	5	0
小規模受水槽水道	22	0	15	0
飲用井戸	3	0	3	0
特定建築物	6	0	6	0
社会福祉施設等	38	1	13	2
計	107	4	68	6

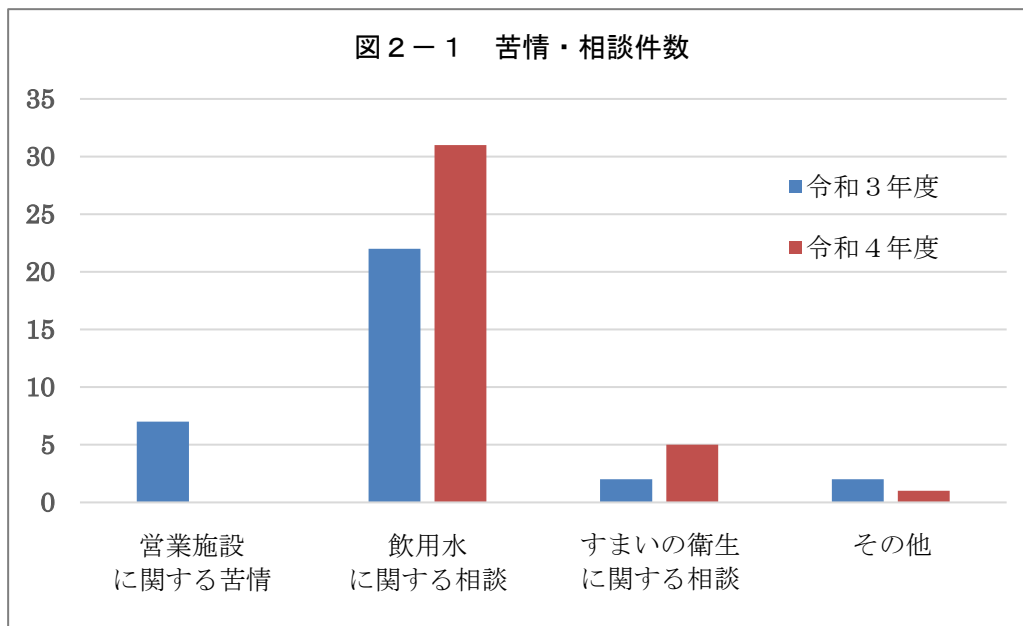


## イ レジオネラ症への対応

医療機関によるレジオネラ症発生届に基づき、患者調査を10件行い、環境衛生関係施設が原因と断定されたものはなかった。

## ウ 市民相談等

営業施設の衛生管理に関する苦情等に対し、現地調査及び指導を行った。また、飲用水やすまいの衛生に関する相談に対し、助言を行った。



## (2) 食品衛生業務

### ア 許可等事務・監視指導

食品衛生法等に基づき、許可等事務を行うとともに、食品関連営業施設、学校・病院・社会福祉施設等の集団給食施設の立入検査や食品の抜き取り検査（収去検査）を実施した。（令和3～4年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により検査数を縮減）

また、令和3年6月の食品衛生法改正に伴い、新たな許可制度やHACCPに沿った衛生管理、不適正表示食品の自主回収報告制度の導入指導を実施した。

表 2-3 施設数及び監視件数

		令和4年度		令和3年度	
		施設数※	監視数	施設数※	監視数
食品衛生法の許可施設	飲食店等	2,176	606	2,149	464
	販売業	142	83	140	119
	製造業等	411	224	374	202
	小計	2,729	913	2,663	785
食品衛生法の許可不要届出施設	給食施設	142	12	124	16
	販売業、製造業等	1,358	1	1,209	118
	小計	1,500	13	1,333	134
合計		4,229	926	3,996	919

※令和3年6月の法改正により許可届出施設の対象範囲が変更

表 2-4 食品の収去検査結果

		令和 4 年度	令和 3 年度
理化学検査	検体数	25	19
	違反件数	0	0
細菌検査	検体数	86	63
	違反件数	0	0

## イ 食中毒等対策

飲食による健康被害発生情報に基づき、原因究明や健康被害の拡大防止のため、南区内の関連施設や患者の調査を実施した。原因施設を特定したものについては、営業停止処分など必要な措置を行い、再発防止を図った。

表 2-5 南区における食中毒発生状況

令和 4 年度	令和 3 年度
(1) カンピロバクター 4 件 10/18 不明 (患者 1 人) 10/26 不明 (患者 1 人) 11/14 飲食店 (患者 6 人) 12/18 不明 (患者 1 人)	(1) カンピロバクター 4 件 10/21 不明 (患者 1 人) 11/ 8 飲食店 (患者 2 人) 11/29 不明 (患者 1 人) 12/ 6 不明 (患者 3 人)
(2) アニサキス 3 件 5/11 不明 (患者 1 人) 7/ 6 不明 (患者 1 人) 8/26 販売店 (患者 1 人)	(2) アニサキス 2 件 9/ 1 不明 (患者 1 人) 12/10 販売店 (患者 1 人)

## ウ 市民相談等

飲食に起因する体調不良や異物混入、食品表示等の相談に対し、必要に応じて施設調査や食品検査を行い、指導を行うことで、市民への食に関する不安の解消を図った。

表 2-6 苦情相談件数

相談内容	令和 4 年度	令和 3 年度
表示	4	26
体調異常	19	19
異物混入	7	8
異味・異臭	1	0
取扱不良	11	1
変質・腐敗	2	0
カビ	0	0
その他	14	12
計	58	66

## (3) 食とすまいの安全・安心情報提供

### ア 「南区ため蔵食ゼミ」

市民の食への不安解消のため、オンライン講座による食の安全性確保に関する取組みなどの情報発信を実施した。

表 2-7 令和4年度南区ため蔵食ゼミ実施状況

内 容	参加者数
対面講習（手洗い講習等）	57人（2回）
オンライン講習	67人（6回）
ツイッター配信	11回
メールマガジン	1回※

※メールマガジンについては4月で配信終了し、ツイッター配信へと切り替えた。

## イ 南区大学と連携した食中毒予防啓発

カンピロバクター食中毒患者は20代中心の若年層に多いことから、南区内の大学7校と連携し、以下のような若い世代へ直接届く方法で、加熱不十分な鶏肉の危険性について啓発を実施した。

- ① 学生にメール配信
- ② チラシをホームルームなどで配付し、内容を説明
- ③ 学内にポスター掲示

※ 啓発方法は学校により異なる。複数実施あり。

## ウ 食品衛生月間行事

例年8月の食品衛生月間にあわせ、南区役所が周辺部に立地する7つの大学・短期大学と合同で実施するイベント「南区こども大学」の講座の中で、調理を通じて正しい手の洗い方や衛生的な食品の取扱いを身につける体験型学習会を実施した。



また、区役所まちかど文化広場及び保健福祉センター内掲示板に食中毒予防に関するパネル・ポスターの展示を実施した。

表 2-8 令和4年度食品衛生月間行事

内 容	参加者数
調理実習「フルーツ大福と手洗い講座」（純真短期大学）	小学生 55人（2回）

## エ バザー開設者への衛生面の助言

学校・地域行事で食品を提供する57団体に対し、食品の衛生的な取扱いや手洗いの徹底、調理従事者の健康管理などの助言を行った。

## (4) 医務・薬務業務

### ア 届出・立入検査

医療法、医薬品医療機器等法その他の関係法令に基づき、医療施設と薬局等薬事施設からの届出や許認可、医療従事者免許申請の受付、進達事務を行った。

医療機関への監視指導については、新規開設後の確認や施設使用前検査を実施したほか、コロナ禍で中断していた実地による定期監視を再開した。

薬事施設についても、薬局の実地による定期監視を再開し、他の業態については、本市監視指導要領に基づき立入検査を実施した。不適事項のあった施設に対しては指導や助言を行い、改善を促した。

表 2-9 医療施設数

年度	病院	医科診療所	歯科診療所	助産所	施術所		歯科技工所
					あんま鍼灸	柔道整復業	
令和4年度	18	234	165	4	236	113	51
令和3年度	18	232	160	4	239	112	54

表 2-10 薬局等薬事施設数

年度	薬局	医薬品販売業	高度管理医療機器販売・貸与業	毒物劇物販売業
令和4年度	159	57	136	69
令和3年度	154	49	131	70

表 2-11 立入検査数

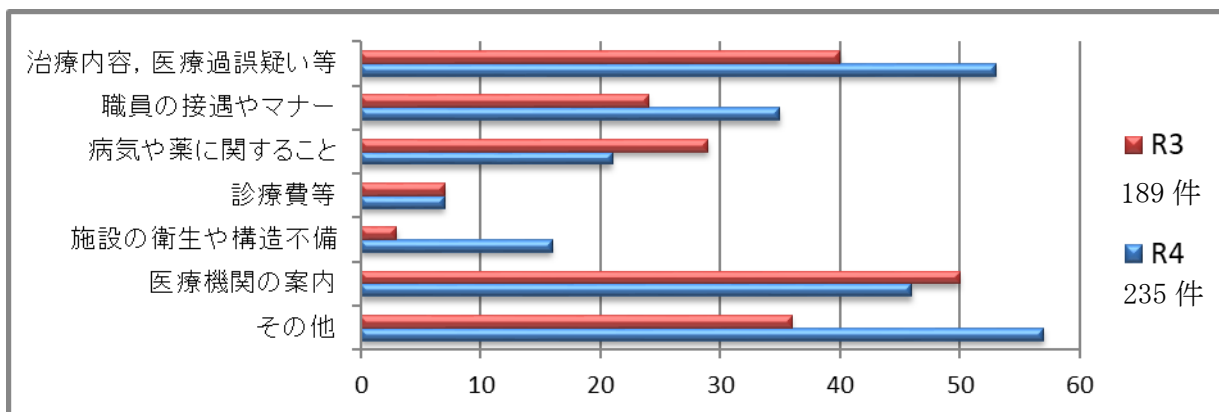
年度	病院	医科診療所	歯科診療所	施術所	薬局	医薬品販売業	高度管理医療機器販売・貸与業	毒物劇物販売業	計
令和4年度	34	67	52	15	40	32	37	26	303
令和3年度*	26	84	62	20	58	22	13	3	288

※定期監視指導について、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度は病院、医科・歯科診療所及び薬局は書面審査とした。

## イ 相談・苦情

「医療安全相談窓口」に寄せられた患者や患者家族からの相談や苦情に対し、必要に応じ医療機関へ情報提供や聞き取り調査を行うことで、医療の安全と信頼の向上を図った。

図 2-2 医療相談の内訳及び件数 ※その他はカルテ開示や診断書交付等に関する相談



### 3 地域保健福祉課 — 地域での保健福祉活動

住民が健康で安心して生活できる地域づくりを目指し、保健福祉に関する業務を行っている。地域保健福祉係では、保健師1名が2～3校区（小学校区を一つの地域単位）を担当し、地域役員・関係機関と連携を図りながら、乳幼児から高齢者を対象に家庭訪問・健康教育・健康相談などを実施している。

#### (1) 校区担当保健師による家庭訪問（延訪問人数）

表3-1

(単位：人)

区 分		令和4年度	令和3年度	
家庭訪問	結核	164	121	
	成人・高齢者	29	15	
		(再掲) 認知症	(0)	(0)
	心身障がい児・者	4	12	
	母子	1,652	2,002	
		(再掲) 虐待親	(6)	(38)
		(再掲) 被虐待児	(8)	(42)
	精神	8	3	
	難病	0	0	
	その他	0	0	
計	1,857	2,153		

#### (2) 母子保健

##### ア 母子保健の強化事業

3課連携で乳幼児虐待未然防止予防に努める。

##### 【虐待ハイリスク家庭の把握・支援の流れ】

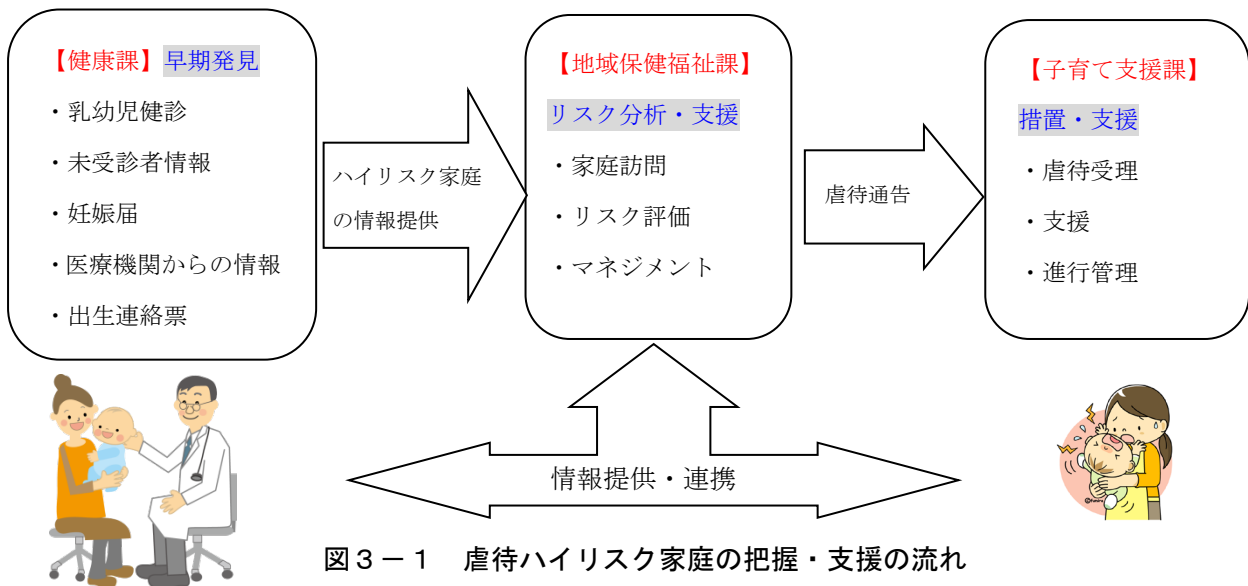


図3-1 虐待ハイリスク家庭の把握・支援の流れ

##### イ 地域の子育て活動の支援

校区の子育てサロン（26箇所）や育児サークル（7箇所）の運営支援やボランティア育成、健康教育、健康相談を行った。

表 3-2

区 分	令和 4 年度	令和 3 年度
公民館育児教室、サロン・サークル 支援等	129 回(1,589 人)	82 回(943 人)

ウ みなみっこ子育て支援事業・育児支援(低月齢児親子教室)

育児不安を解消し、虐待のリスク軽減および虐待への移行防止を目的に、初めての育児を行う乳児をもつ母親を対象にセミナーを開催した。

また、発達が気になる就学前の子どもと保護者のためのサロン「みなみん」を開催した。発達障がいに関する理解を深めてもらうため、サロン「みなみん」で行うミニミニ講座とサロンの紹介動画を南区ホームページ上に公開した。

表 3-3

\*は育児支援(低月齢児親子教室)

区 分	令和 4 年度	令和 3 年度
生後 1~3 ヶ月新米ママのための 親子セミナー*	6 回(186 人)	3 回(88 人)
発達が気になる子どもと保護者の ためのサロン「みなみん」	12 回(194 人)	8 回(98 人)
みなみん子育て講演会 「発達が気になる子の理解と関わり ~乳幼児の発達のポイント~」	1 回(19 人) オンデマンド配信 145 回視聴	1 回(44 人)
サロン「みなみん」紹介動画配信	視聴回数 605 回	
サロン「みなみん」 ミニミニ講座 動画配信	全 12 回 視聴回数 495 回	

●生後 1~3 カ月新米ママのための親子セミナー



●発達が気になる子どもと保護者のためのサロン「みなみん」



### (3) 成人・高齢者保健事業

#### ア 健康づくりの推進

校区と共働でウォーキング・栄養等の生活習慣病予防に関する教室を開催し、健康づくりに取り組んだ。また、特定健診・がん検診受診率向上を目指し、公民館サークルなど様々な対象者へ健診の必要性や受診方法等の説明等を行った。

表 3-4

区 分	令和 4 年度	令和 3 年度
健診受診率向上の取り組み	81 回(1,975 人)	97 回(3,028 人)
生活習慣病予防等	56 回( 708 人)	18 回( 356 人)

#### イ 生き生き講座、認知症予防教室

高齢者の健康づくりや介護予防のため、保健福祉センターや身近な公民館、集会所等において運動機能向上や認知症予防、口腔、栄養に関する知識の普及啓発を行った。

表 3-5

区 分	令和 4 年度	令和 3 年度
認知症予防教室	12 回( 179 人)	11 回(146 人)
生き生き講座	141 回(2,316 人)	66 回(1,010 人)

#### ウ よかトレ実践ステーション（住民が主体で介護予防に取り組む場）の創出

介護予防におすすめの運動であるよかトレを実践している団体を「よかトレ実践ステーション」として認定するとともに、体操 DVD の提供やコロナ禍おける活動方法などの情報提供を行った。また南区薬剤師会や公民館の協力により、施設版よかトレ実践ステーションを拡大し、住民主体の通いの場として効果的な活用について取り組んでいる。

表 3-6

区 分	令和 4 年	令和 3 年度
よかトレ実践ステーション認定数	137 団体	116 団体
理学療法士、健康運動指導士派遣事業	14 回	派遣事業中止

### (4) 地区組織活動

#### 健康なまちづくり懇談会

校区毎に保健福祉事業の実施状況や年間計画等を校区役員等に説明するとともに、校区の健康や保健福祉に関する課題について意見交換を行う懇談会を開催した。近年、新型コロナウイルス感染症の影響を受け紙面報告としていたが、令和 4 年度は全校区で対面にて開催した。

表 3-7

区 分	令和 4 年度	令和 3 年度
健康なまちづくり懇談会	25 回	49 回（紙面報告）

## 【 参考 】 福祉事務所組織業務

### 高齢者保健福祉

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、区および地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）において、総合相談、介護予防事業、権利擁護、関係者とのネットワークづくり、啓発活動等を実施した。

#### （１）総合相談

高齢者本人、家族、地域住民、関係機関等から、介護保険、保健、福祉、医療等に関する相談を受け、適切なサービスや関係機関または制度の利用につなげる等の支援や助言を行った。

	令和４年度	令和３年度
実件数	5,655	5,032
延件数	39,070	34,715

#### （２）介護予防事業

気軽に介護予防・健康づくりに取り組むことの楽しさに気づき、教室終了後も継続して介護予防に取り組むことができることを目的にした介護予防教室などを行った。

（令和４年度 区内４か所 12クール 実91人 延384人）

#### （３）高齢者の権利擁護

高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者虐待・困難事例への対応、成年後見制度の活用促進など、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行った。

（令和４年度 相談件数 3,908件）

#### （４）認知症の人の見守りネットワーク事業

行方不明になる可能性のある認知症の人を早期発見・保護するため、また、家族の介護負担を軽減するため、認知症の人の見守りネットワーク事業（登録制度・捜してメール・検索システム）を実施した。

#### （５）認知症に関する市民及び関係者への啓発事業

認知症についての正しい理解と、早期受診の必要性や接し方のポイントを啓発するとともに、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう本人や家族を温かく見守り支援する認知症サポーターの養成講座を開催した。

（令和４年度 16回 512人）

#### （６）地域包括ケアシステム構築に向けた取り組み

超高齢社会を迎えるにあたり、高齢者が住み慣れた地域において安心して生活していけるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みを実施した。取り組みについては「南区地域包括ケア推進会議」にて協議し、関係機関、団体、市民と共働で実施した。



**(7) 高齢者地域支援事業及び「地域の『きずな』づくり事業」等による自助・共助の取り組みの推進**

小学校区や町内などの地域課題の抽出や解決に取り組む高齢者地域支援会議を支援し、自助・共助の推進に取り組んだ。(令和4年度 12 校区 32 回)

「地域の『きずな』づくり事業」では、地域の社会資源の一翼を担うため、医療や介護の事業所、民間企業などで構成する事業所ネットワークの立ち上げを支援し、区内 16 の事業所ネットワークで区全域をカバーできる体制づくりに取り組んだ。

## IV 令和5年度主要事業について

### 1 健康課

#### (1) 生活習慣病の早期発見・予防

##### ア 特定健康診査・特定保健指導

「特定健康診査・特定保健指導」の開始から9年が経過し、平成30年度から「福岡市国民健康保険 特定健診・特定保健指導実施計画 第三期」に基づき事業を実施している。南区では受診率目標を29.3%と設定し、保険年金課・地域保健福祉課・健康課の三課が「チーム30」として協力して、目標達成に向け、講習会等でのPRや電話による継続受診勧奨などを行っている。また、毎月1日～7日を健診推進週間とし、積極的に健診受診の呼びかけを家庭や職場で展開することにより、市民の健診受診行動につなげていく。

特定保健指導及び健診結果に基づく健康情報提供については、生活習慣の改善やメタボリックシンドローム該当者・予備群の減少など、実質的な成果が出せるよう、指導内容の充実を図っていく。

また、令和元年度より健診結果のデータを入力することで、数年後の健康状態をシミュレーションできる「ひさやま元気予報」を導入し、特定保健指導に活用している。

##### イ がん検診

がん検診(胃・子宮頸・乳・大腸・肺・前立腺)について、健診ガイドや市政だより等を通じて集団・個別検診の受診勧奨を行っている。

平成24年度より純真学園大学と福岡県細胞検査士会と共同で子宮頸がん予防啓発イベントを純真学園大学の学園祭で開催しており、今年度の実施は検討中。

また子育て世代の受診率向上のため南区保健福祉センターの検診において、無料託児付検診を年3回実施している(6月・10月・2月)

子宮頸がん予防啓発イベントの様子



無料託児付検診の様子



### (3) 栄養改善・食生活改善

乳幼児から高齢者までの市民を対象に各ライフスタイルに応じた食習慣を身につけるため地域の各機関・団体・他所属などと連携・共働しながら、食に関する正しい知識の普及啓発を実施している。

今年度は、6月の食育月間に区役所のまちかど文化ひろばにて食育パネル展、学生と住民参加による短期大学での料理教室などによる情報発信、2月の生活習慣病予防月間事業として健康づくり講演会を行う予定である。

### (4) 感染症予防対策

社会福祉施設や医療機関向けの研修、講習会等で結核をはじめとする感染症についての予防啓発に努める。また新型コロナウイルス感染症への対応経験を踏まえ、健康危機管理対応力を強化し、研修・訓練等を実施する体制を平時から強化する。

### (5) 肝炎・難病対策

平成30年4月1日から、特定疾患及び特定医療費(指定難病)に関する業務が、県から市に移譲された。平成30年度から、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業が開始された。

### (6) 精神保健福祉

#### ア 精神障がい者支援体制の構築

医療・福祉等関係機関のネットワーク強化や措置入院者等の退院後支援を実施し、精神障がい者の地域生活を支援する。

#### イ 自殺予防対策

心の健康づくりを推進するため「うつ病予防教室」を実施するとともに、「うつ病の自己チェックシート」やうつ病を正しく理解するための資料を配布し啓発に努める。

## (7) 母子保健

母性及び乳幼児の健康の保持増進、また、児童虐待予防・早期発見のため、妊娠早期からの支援を目的として、福岡市各区に子育て世代包括支援センターを設置し、母子保健・子育て支援に関する業務を強化している。健康課にて妊娠届提出時に、専門職(助産師または保健師)が妊婦全対象に面接をして母子健康手帳を交付し、産前産後の相談に対応するとともに、地域保健福祉課、子育て支援課、及び他関係機関と連携し、支援が必要な妊婦を把握し支援につなげている。

### ア 乳幼児健診・未受診者対策

4か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査の各健診を実施し、児童虐待予防・早期発見、育児不安を抱える親や発育発達フォローが必要な乳幼児について継続支援を行っている。令和2年3月より新型コロナウイルス感染拡大防止のため、集団健診を一時的に延期し、4か月児健康診査は令和2年5月25日から、1歳6か月児健康診査は令和2年7月13日から医療機関に委託し個別健診としていた。3歳児健康診査については、令和2年7月から集団健診を再開している。令和4年度からは、4か月児は引き続き医療機関での個別健診、1歳6か月児と3歳児は保健所での健診を実施している。また、乳幼児健診の未受診者には、ハガキや電話による受診勧奨を行い、情報把握の迅速化に努める。要フォロー者については、定例の関係3課(健康課・地域保健福祉課・子育て支援課)会議で情報共有を行う。

### イ ハイリスク妊婦への支援

妊娠届出時の個別面接や、産科医療機関・助産所からの要支援妊婦の情報提供によって、ハイリスク妊婦を早期に把握し、地域保健福祉課や子育て支援課と連携して妊娠期から介入を行い、出産後の育児不安の軽減等の養育支援を行うことで早期からの児童虐待予防を図る。

出産・子育て応援事業における妊婦伴走型支援として、妊娠7カ月のアンケートをもとに、必要な支援を行っていく。

### ウ 産婦健康診査事業

令和3年1月より産婦健康診査事業開始。産後2週間、産後1か月の出産後間もない時期の産婦に対する健康診査の結果、支援が必要と判断される産婦に対し、医療機関と連携をしながら産後早期からの支援を行うことで産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図っていく。

### エ 乳児家庭全戸訪問(新生児訪問)事業

生後2~3か月児の乳児のいるすべての家庭に、専門職(保健師もしくは助産師)が訪問し、児の発育観察や育児相談、母親の体調管理及びその家庭の支援を行う。

## 2 衛生課

### (1) 環境衛生業務

#### ア 施設の監視指導

環境衛生関係施設（理・美容所、旅館、公衆浴場、理容所、美容所、水道施設など）や社会福祉施設等の監視指導を継続して実施する。

特に、新規開業施設については、営業開始後の翌年度末までに立入検査を行い、衛生管理状況の確認と自主的な衛生管理に向けた指導を行う。

#### イ レジオネラ症対策

公衆浴場、旅館、社会福祉施設のうち循環式浴槽を設置している施設について、浴槽水のレジオネラ属菌検査を実施する。

レジオネラ属菌が検出された施設については、設備の洗浄・消毒と改善計画の作成、改善後のレジオネラ属菌検査の実施を指導する。

### (2) 食品衛生業務

#### ア 施設の監視指導

食の安全を確保するため、引き続き、食品関連営業施設、学校・社会福祉施設などの集団給食施設の立入検査を行うほか、南区内で製造・流通している食品の抜き取り検査（収去検査）を実施し、施設や管理運営、規格、食品表示等に関する基準への適合を確認・指導する。

#### イ 食中毒等対策

食品による健康危害が発生した場合は、患者や施設等の調査により原因究明や危害の拡大防止を図り、原因施設に対しては、施設の消毒の指示や従事者に対する衛生教育等の実施により再発防止を図る。

カンピロバクター食中毒対策として、加熱不十分な鶏肉の提供を行うすべての施設への立入検査を実施し、加熱用の表示がある鶏肉や加熱の要否が不明な鶏肉について十分に加熱して提供するよう指導を行う。

#### ウ 法改正に伴う食品関連事業者への支援

食品関連事業者は、食品衛生法の改正により、HACCPに沿った衛生管理の実施が義務付けられた。HACCP未導入の施設に対し、引き続き導入指導を行っていく。

また、行政手続きのオンライン化により、厚生労働省の食品衛生申請等システムによる許可申請・届出等が可能となった。電子化に対応できない申請者への窓口でのサポートを行っている。

### (3) 食とすまいの安全・安心情報提供

#### ア 「南区ため蔵食ゼミ」

市民の食への不安解消のため、オンライン講座による食の安全性確保に関する取り組みなどの情報発信を実施する。

#### イ 南区大学と連携した食中毒予防啓発

カンピロバクター食中毒患者は20代中心の若年層に多いことから、南区内の大学7校と連携し、加熱不十分な鶏肉の危険性について啓発を実施する。

## ウ 食品衛生月間行事

8月の食品衛生月間にあわせ、大学等と連携して、食中毒防止のための手洗い、消毒等の衛生思想の普及啓発を行う。

## (4) 医務・薬務業務

### ア 医療および薬事監視

医療法第25条第1項の規定に基づく医療機関への定期立入検査は、医療機関の診療体制の実態を把握し、管理者へ必要な指導や助言を行うことで、患者に対する適正な医療を確保することを目的としており、業務として重要な位置を占めている。令和5年度の立入検査については、昨年度再開した実地による定期監視のほか、新規開業施設や違反疑い施設についても、引き続き立入対象とする。

薬局、店舗販売業や、毒劇物販売業および高度管理医療機器等販売・貸与業については、これまでの立入調査において管理体制の不備等を認めることも多いため、例年どおり本市監視指導要領に基づき計画的な立入検査を実施する予定であり、必要な指導等を行うことで、医薬品および医療機器等の適正な流通を確保する。

### イ 厚生統計調査等

毎月の人口動態・医療施設動態・病院報告等の定期調査報告に加え、令和5年度は国民生活基礎調査（毎年実施）、3年に1度の「医療施設静態調査」「受療行動調査」「患者調査」が実施される予定である。

各調査では個人情報を取り扱うため、職員、統計調査員に対して厳密な情報管理・調査後の速やかな報告について周知徹底を図っていく。

## ウ 医療安全研修会および医薬品適正使用に関する講習会

毎年度、医療機関を対象として、院内感染対策や防災などをテーマとして実施していた医療安全研修会については、令和3年度より各区持ち回りでの開催（講義、動画配信）としており、今年度は東区が担当する。薬剤師会の協力のもとで市民啓発を目的に開催していた医薬品適正使用講習会については、機会を捉え、研修会・講習会の実施を検討していく。

## エ 医療安全相談による市民対応

医療安全相談について、新型コロナウイルス感染症に一定の収束が見られつつある中でも市民の医療への関心が高く、相談件数は増加傾向にある。引き続き丁寧な対応を心掛け、医療に対する市民の不安や疑問解消を図っていく。

### 3 地域保健福祉課

#### (1) 母子保健

健全な子育てのための知識の普及啓発や仲間づくりを通して、乳幼児虐待未然防止に努める。

#### ア みなみっこ子育て支援事業（南区主要事業）

発達が気になるまたは発達障がいの就学前の子どもとその保護者を対象に、保護者同士の情報交換や専門スタッフに相談できる場を提供。発達に関する講話等の動画配信を実施し、孤立化の防止や育児不安の軽減、虐待への移行等を予防する。

#### イ 育児支援（低月齢児親子教室）

新米ママの親子セミナー等、育児不安を感じやすい乳児期の子どもを持つ母親を対象に教室を実施し、母の愛着形成の支援および育児のスキルアップ、母親同士の交流促進を図る。

#### (2) 健康づくりの推進

福岡市保健福祉総合計画の「健康・医療分野」に基づき、所内や校区において、健康づくりに関する様々な取り組みを行い、健康寿命の延伸を目指す。

#### (3) 介護予防事業

介護が必要な状態になることを予防するための教室（生き生き講座、フレイル予防教室等）を実施し、ロコモティブシンドローム・フレイル・認知症予防など介護予防の取り組みを推進する。

高齢者が主体的に健康づくり・介護予防に取り組む団体「よかトレ実践ステーション」登録団体の取組紹介や情報発信により、新たな創出と活動継続のための支援を行う。

○地域保健法

第一章 総則

〔目的〕

第一条 この法律は、地域保健対策の推進に関する基本指針、保健所の設置その他地域保健対策の推進に関し基本となる事項を定めることにより、母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）その他の地域保健対策に関する法律による対策が地域において総合的に推進されることを確保し、もつて地域住民の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

〔施策の基本理念〕

第二条 地域住民の健康の保持及び増進を目的として国及び地方公共団体が講ずる施策は、我が国における急速な高齢化の進展、保健医療を取り巻く環境の変化等に即応し、地域における公衆衛生の向上及び増進を図るとともに、地域住民の多様化し、かつ、高度化する保健、衛生、生活環境等に関する需要に適確に対応することができるように、地域の特性及び社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ、総合的に推進されることを基本理念とする。

〔国及び地方公共団体の責務〕

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、当該市町村が行う地域保健対策が円滑に実施できるように、必要な施設の整備、人材の確保及び資質の向上等に努めなければならない。

② 都道府県は、当該都道府県が行う地域保健対策が円滑に実施できるように、必要な施設の整備、人材の確保及び資質の向上、調査及び研究等に努めるとともに、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように、その求めに応じ、必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。

③ 国は、地域保健に関する情報の収集、整理及び活用並びに調査及び研究並びに地域保健対策に係る人材の養成及び資質の向上に努めるとともに、市町村及び都道府県に対し、前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。

第二章 地域保健対策の推進に関する基本指針

〔基本指針〕

第四条 厚生労働大臣は、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るため、地域保健対策の推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

② 基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 地域保健対策の推進の基本的な方向
- 二 保健所及び市町村保健センターの整備及び運営に関する基本的事項
- 三 地域保健対策に係る人材の確保及び資質の向上並びに第二十一条第一項の人材確保支援計画の策定に関する基本的事項
- 四 地域保健に関する調査及び研究に関する基本的事項
- 五 社会福祉等の関連施策との連携に関する基本的事項
- 六 その他地域保健対策の推進に関する重要事項

③ 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 保健所

〔設置〕

第五条 保健所は、都道府県、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市その他の政令で定める市又は特別区が、これを設置する。

② 都道府県は、前項の規定により保健所を設置する場合には、保健医療に係る施策と社会福祉に係る施策との有機的な連携を図るため、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第二項第十号に規定する区域及び介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十八条第二項第一号に規定する区域を参酌して、保健所の所管区域を設定しなければならない。

〔事業〕

第六条 保健所は、次に掲げる事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行う。

- 一 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項
- 二 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項
- 三 栄養の改善及び食品衛生に関する事項
- 四 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境の衛生に関する事項
- 五 医事及び薬事に関する事項
- 六 保健師に関する事項
- 七 公共医療事業の向上及び増進に関する事項



八 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項

九 歯科保健に関する事項

十 精神保健に関する事項

十一 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項

十二 エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防に関する事項

十三 衛生上の試験及び検査に関する事項

十四 その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項

第七条 保健所は、前条に定めるもののほか、地域住民の健康の保持及び増進を図るため必要があるときは、次に掲げる事業を行うことができる。

一 所管区域に係る地域保健に関する情報を収集し、整理し、及び活用すること。

二 所管区域に係る地域保健に関する調査及び研究を行うこと。

三 歯科疾患その他厚生労働大臣の指定する疾病の治療を行うこと。

四 試験及び検査を行い、並びに医師、歯科医師、薬剤師その他の者に試験及び検査に関する施設を利用させること。

〔都道府県の設置する保健所の援助〕

第八条 都道府県の設置する保健所は、前二条に定めるもののほか、所管区域内の市町村の地域保健対策の実施に関し、市町村相互間の連絡調整を行い、及び市町村の求めに応じ、技術的助言、市町村職員の研修その他必要な援助を行うことができる。

〔職権委任〕

第九条 第五条第一項に規定する地方公共団体の長は、その職権に属する第六条各号に掲げる事項に関する事務を保健所長に委任することができる。

〔所長その他の職員〕

第十条 保健所に、政令の定めるところにより、所長その他所要の職員を置く。

〔運営協議会〕

第十一条 第五条第一項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に、運営協議会を置くことができる。

〔支所〕

第十二条 第五条第一項に規定する地方公共団体は、保健所の事業の執行の便を図るため、その支所を設けることができる。

〔名称の独占〕

第十三条 この法律による保健所でなければ、その名称中に、保健所たることを示すような文字を用いてはならない。

〔無料の原則〕

第十四条 保健所の施設の利用又は保健所で行う業務については、政令で定める場合を除いては、使用料、手数料又は治療料を徴収してはならない。

〔国の補助〕

第十五条 国は、保健所の施設又は設備に要する費用を支出する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の全部又は一部を補助することができる。

〔報告〕

第十六条 厚生労働大臣は、政令の定めるところにより、第五条第一項に規定する地方公共団体の長に対し、保健所の運営に関し必要な報告を求めることができる。

② 厚生労働大臣は、第五条第一項に規定する地方公共団体に対し、保健所の設置及び運営に関し適切と認める技術的な助言又は勧告をすることができる。

〔政令への委任〕

第十七条 この章に定めるもののほか、保健所及び保健所支所の設置、廃止及び運営に関して必要な事項は、政令でこれを定める。

#### 第四章 市町村保健センター

〔設置〕

第十八条 市町村は、市町村保健センターを設置することができる。

② 市町村保健センターは、住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関し必要な事業を行うことを目的とする施設とする。

〔国による費用の補助〕

第十九条 国は、予算の範囲内において、市町村に対し、市町村保健センターの設置に要する費用の一部を補助することができる。

〔国による配慮〕

第二十条 国は、次条第一項の町村が市町村保健センターを整備しようとするときは、その整備が円滑に実施されるように適切な配慮をするものとする。

第五章 地域保健対策に係る人材確保の支援に関する計画

〔人材確保支援計画の策定〕

第二十一条 都道府県は、当分の間、基本指針に即して、政令で定めるところにより、地域保健対策の実施に当たり特にその人材の確保又は資質の向上を支援する必要がある町村について、町村の申出に基づき、地域保健対策を円滑に実施するための人材の確保又は資質の向上の支援に関する計画（以下「人材確保支援計画」という。）を定めることができる。

② 人材確保支援計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 人材確保支援計画の対象となる町村（以下「特定町村」という。）

二 特定町村の地域保健対策を円滑に実施するための人材の確保又は資質の向上の基本的方針に関する事項

三 都道府県が実施する特定町村の地域保健対策を円滑に実施するための人材の確保又は資質の向上に資する事業の内容に関する事項

四 その他特定町村の地域保健対策を円滑に実施するための人材の確保又は資質の向上に関し都道府県が必要と認める事項

③ 都道府県は、人材確保支援計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、特定町村の意見を聴かなければならない。

④ 都道府県は、人材確保支援計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、厚生労働大臣にこれを通知しなければならない。

〔国による費用の補助〕

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、人材確保支援計画に定められた前条第二項第三号の事業を実施する都道府県に対し、当該事業に要する費用の一部を補助することができる。

② 国は、前項に規定するもののほか、人材確保支援計画を定めた都道府県が、当該人材確保支援計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律施行の期日は、政令でこれを定める。

〔昭和二二年一月二日政令三二三号により、昭和二三・一・一から施行〕

～ 略 ～

附 則〔平成一八年六月二一日法律第八四号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 ～ 以下 略 ～

(保健所を設置する市)

第一条 地域保健法(以下「法」という。)第五条第一項の政令で定める市は、次のとおりとする。

- 一 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市
- 二 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市
- 三 小樽市、八王子市、藤沢市、四日市市、尼崎市、呉市、大牟田市及び佐世保市

(所管区域)

第二条 法第五条第一項に規定する地方公共団体は、その区域(都道府県にあつては、前条に規定する市又は特別区の区域を除く。)をいずれかの保健所の所管区域としなければならない。

(設置、廃止等の報告)

第三条 法第五条第一項に規定する地方公共団体の長は、当該地方公共団体において、保健所又はその支所を設置したときは、速やかに、厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

2 法第五条第一項に規定する地方公共団体の長は、当該地方公共団体において、その設置した保健所又はその支所について、厚生労働省令で定める事項を変更したときは、速やかに、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。保健所又はその支所を廃止したときも、同様とする。

(所長)

第四条 保健所の所長は、医師であつて、次の各号のいずれかに該当する法第五条第一項に規定する地方公共団体の長の補助機関である職員でなければならない。

- 一 三年以上公衆衛生の実務に従事した経験がある者
- 二 厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)第百三十五条に規定する国立保健医療科学院の行う養成訓練の課程(以下「養成訓練課程」という。)を経た者
- 三 厚生労働大臣が、前二号に掲げる者と同等以上の技術又は経験を有すると認めたる者

2 前項の規定にかかわらず、法第五条第一項に規定する地方公共団体の長が医師をもつて保健所の所長に充てることが著しく困難であると認めるときは、二年以内の期間を限り、次の各号のいずれにも該当する医師でない同項に規定する地方公共団体の長の補助機関である職員をもつて保健所の所長に充てることができる。

- 一 厚生労働大臣が、公衆衛生行政に必要な医学に関する専門的知識に関し医師と同等以上の知識を有すると認めたる者
  - 二 五年以上公衆衛生の実務に従事した経験がある者
  - 三 養成訓練課程を経た者
- 3 前項の場合において、やむを得ない理由があるときは、一回に限り、当該期間を延長することができる。ただし、二年を超えることはできない。

(職員)

第五条 保健所には、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、統計技術者その他保健所の業務を行うために必要な者のうち、当該保健所を設置する法第五条第一項に規定する地方公共団体の長が必要と認める職員を置くものとする。

2 前条第二項の規定により医師でない法第五条第一項に規定する地方公共団体の長の補助機関である職員をもつて保健所の所長に充てる場合(前条第三項の規定により当該期間を延長する場合を含む。)においては、当該保健所に医師を置かなければならない。

第六条 削除

(設備)

第七条 保健所には、地方の実情に応じ、衛生上必要な試験及び検査の設備、エックス線装置その他保健所の業務を行うために必要な設備を備えなければならない。

(使用料、手数料又は治療料の徴収)

第八条 保健所の施設の利用又は保健所において行う業務については、左に掲げる場合に限り、使用料、手数料又は治療料を徴収することができる。但し、被徴収者が、経済的事情により、その全部又は一部を負担することができないと認められる場合においては、その全部又は一部については、この限りでない。

- 一 特に費用を要する衛生上の試験及び検査その他の業務を行う場合
- 二 エックス線装置その他の試験及び検査に関する施設を利用させるため、特に費用を要する場合
- 三 特に費用を要する治療を行う場合

2 前項に規定する使用料、手数料又は治療料の額は、実費に相当する額とする。

3 法第五条第一項に規定する地方公共団体の長は、当該地方公共団体において、第一項に規定する使用料、手数料又は治療料の種類及び額を定め、又は変更したときは、速やかに、厚生労働大臣に報告しな

ればならない。

(国の補助)

第九条 法第十五条の規定による国の補助は、各年度において、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額について行う。

一 保健所の創設費、保健所を創設するための建物の建築、買収又は改造を行おうとする時における建築費、買収費又は改造費を基準として厚生労働大臣が定める一平方メートル当たりの建築単価、買収単価又は改造単価に、厚生労働大臣が定める範囲内の当該建築、買収又は改造に係る延べ平方メートル数を乗じて得た額（その額が当該年度において現に当該建築、買収又は改造に要した費用の額（その費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）の二分の一に相当する額

二 保健所の創設に伴う初度調弁費、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した保健所の創設に伴い必要となる機械、器具その他の設備に要する費用の額（その額が当該年度において現に当該設備に要した費用の額（その費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）の二分の一に相当する額

三 その他の諸費、次に掲げる額の合計額

イ 厚生労働大臣が定める基準によつて算定した保健所を創設した後に必要となる機械、器具その他の設備に要する費用の額（その額が当該年度において現に当該設備に要した費用の額（その費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）の三分の一に相当する額

ロ 保健所を創設した後における当該保健所の用に供する建物の建築、買収又は改造であつて当該保健所の建物の現況等を勘案して厚生労働大臣が必要であると認めたものに要する費用について、第一号の規定の例により算定した額の三分の一に相当する額

(事業成績の報告)

第十条 法第五条第一項に規定する地方公共団体の長は、厚生労働省令の定めるところにより、毎月の保健所の事業成績を厚生労働大臣に報告しなければならない。

(人材確保支援計画を定めることができる場合)

第十一条 法第二十一条第一項の規定により都道府県が、町村の申出に基づき、同項に規定する人材確保支援計画（以下単に「人材確保支援計画」という。）を定めることができる場合は、人口規模等からみて、当該町村においては地域保健対策を円滑に実施するための人材を確保し、又はその資質の向上に必要な措置を実施できる見込みがない場合とする。

(国の補助)

第十二条 法第二十二条第一項の規定による国の補助は、人材確保支援計画に定められた法第二十一条第二項第三号の事業（以下「人材確保支援事業」という。）のうち、次に掲げる要件に適合するものに要する費用について行う。

一 人材確保支援事業に係る人材確保支援計画が法第四条の基本指針に即していること。

二 その内容が適切かつ効果的であること。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から、これを施行する。

～ 略 ～

附 則 [平成一九年十一月二一日政令第三四二号]

この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

(設置)

第1条 地域保健法(昭和22年法律第101号)第11条の規定に基づき、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議するため、保健所に保健所運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(平成9条例17・全改)

(協議会の名称)

第2条 協議会の名称は、その置かれた保健所の名称による。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 市長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、任期中であっても委員を解任することができる。

(昭和55条例23・一部改正)

(組織)

第4条 協議会に会長1名、副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

(運営)

第5条 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

第7条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、その置かれた保健所において行う。

(昭和31条例56・全改)

(その他)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(昭和31条例56・全改)

附 則

この条例は、昭和30年4月1日から施行する。

～ 略 ～

附 則 (平成9年3月31日条例第17号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。